福井県丹南広域組合長期継続契約を締結することができる 契約を定める条例

平成 18 年 2 月 22 日条例第 2 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3及び 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定に基づき、 長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

- 第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。
 - (1) リース契約(賃貸人が賃借人の指定した物品を購入し、これを当該賃借人に 賃貸する契約であって、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができ ないものをいう。)
 - (2) 毎年4月1日から役務の提供を受ける必要がある業務(一定の期間内に終了することが見込まれるものを除く。)に関する契約

附 則

この条例は、公布の日から施行する。